

印鑑証明書等の届出の承認に関する取扱要領

埼 陸 登 第 56号
平成 4年3月27日
改正 埼 陸 登 第 57号
平成13年4月20日

(目 的)

第 1 条 この要領は、関東運輸局埼玉陸運支局長（以下「支局長」という。）に提出する登録申請書に添付する印鑑証明書、商業登記簿の謄（抄）本等（以下「謄（抄）本」という。）及び委任状の届出により、申請者の利便の増進と登録業務の円滑化を図ることを目的とし、その取扱いを定めるものである。

(承 認)

第 2 条 登録の申請の際必要となる印鑑証明書、謄（抄）本及び委任状（以下「印鑑証明書等」という。）をあらかじめ届出しておくことにより、印鑑証明書等の原本の添付を省略する取扱いを受けようとする者は、支局長又は自動車検査登録事務所長（以下「支局長等」という。）の承認を受けなければならない。

(承認の申請)

第 3 条 前条の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、承認申請書（第1号様式）に次条に定める事項を記載し、次の各号に定める届出ごとにそれぞれの書面を添付して承認を受けようとする者の住所又は主たる営業所の所在地を管轄する支局長等に提出しなければならない。

なお、関東運輸局埼玉陸運支局管内（以下「支局管内」という。）に承認を受けようとする者の住所又は主たる営業所を有しない者で特に必要がある者は、上記に準じて支局長に提出するものとする。

(1) 印鑑証明書の届出

- イ 所要の事項を記載した承認書用紙（第2号様式、印影は印鑑証明書と同一印）必要枚数
- ロ 印鑑証明書（証明の日から1ヶ月以内のもの、以下同じ）
- ハ 資格証明書（証明の日から1ヶ月以内のもの、以下同じ）
- ニ 第5条第1号イの許可又は委託を受けていない者にあつては、

同条第1号口の基準に適合していることを証する書面（第3号様式及び第4号様式）

(2) 謄（抄）本の届出

- イ 謄（抄）本（証明の日から1ヶ月以内のもの）2通
- ロ 変更事由に係る登録申請処理計画書（第5号様式）
- ハ 第5条第2号イの許可又は委託を受けていない者にあつては、同条第2号口の基準に適合していることを証する書面（第3号様式）

(3) 委任状の届出

- イ 委任状（例示「第6号様式」）の原本及びその写し
- ロ 第1号ロ及びハの書面
- ハ 第5条第3号イの基準に適合していることを証する書面（第3号様式）

（承認申請書の記載事項）

第4条 承認申請書には、次に掲げる事項を記載し、申請人が押印しなければならない。

- (1) 申請人の氏名又は名称及び住所（ただし、法人にあつては代表者又は支配人の役職、氏名を含む。）
- (2) 届出書面の種類
- (3) 主な事業の種類
- (4) 支局管内に登録してある自動車の総数及び承認書の使用実績（見込み）
- (5) 次条第1号イの許可又は委託を受けている者にあつては、許可又は委託番号及び年月日
- (6) 第11条の申請にあつては、現在の承認番号及び年月日
- (7) 変更申請にあつては、変更内容

（承認の基準）

第5条 承認は、次の各号のいずれかに適合するものについて行うものとする。

ただし、第14条の規定による承認の取消を受けた者については、取消の日から1年間は承認しないものとする。

(1) 印鑑証明書の届出

- イ 自動車の販売を業とする者であつて、支局管内において道路運送車両法（以下「法」という。）第36条の2による回送運行の許

可又は法第28条の3による封印の取りつけの委託を受けている者

ロ 支局管内に25両以上の自動車が登録してあり、かつ、第7条の規定により交付を受けた承認書（以下「承認書」という。）の使用実績（見込み）が1ヶ月平均10回以上の者

ハ その他特に必要があると認められる者

(2) 謄（抄）本の届出

イ 前号イの許可又は委託を受けている者

ロ 支局管内に25両以上の自動車が登録してある者

ハ その他特に必要があると認められる者

(3) 委任状の届出

イ 支局管内に100両以上の自動車が登録してある者

ロ その他特に必要があると認められる者

(承認の方法)

第6条 承認は、3年以内の承認期間を付して行うものとする。

ただし、印鑑証明書については終期日を11月15日とする。

(承認書の交付)

第7条 承認をしたときは、承認した届出の書面ごとに次の各号に定める処理を行い、承認書並びに届出承認の謄（抄）本及び委任状（以下それぞれ「承認書」、「届出謄（抄）本」及び「届出委任状」という。）として申請人に交付するものとする。

(1) 印鑑証明書の届出

承認申請書に添えて提出のあった第2号様式の承認書用紙に所要の事項を記入し支局長等印を押印する。

(2) 謄（抄）本及び委任状の届出

承認申請書に添えて提出のあった謄（抄）本又は委任状の原本の余白に第7号様式により所要の事項を記入し支局長等印を押印する。

2 承認書、届出謄（抄）本及び届出委任状（以下「承認書等」という。）には、承認した届出の書面ごとに次の区分により承認番号を付すものとする。

埼 玉 陸 運 支 局	1001～1999
熊 谷自動車検査登録事務所	2001～2999
所 沢自動車検査登録事務所	3001～3999
春日部自動車検査登録事務所	4001～4999

- 3 承認書の交付は8枚以内、届出謄（抄）本及び届出委任状の交付は1枚とする。ただし、特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（承認書等の効力及び取扱）

第8条 承認を受けた者が、印鑑証明書等の添付を必要とする登録申請書を提出する場合において、次の各号に掲げるときは承認に係る印鑑証明書等の原本の添付があったものとして取扱うものとする。

- (1) 印鑑証明書にあっては、当該登録申請書又はこれに添付された委任状に押印された承認を受けた者の印鑑について、その欄外等の余白に、印鑑証明書は届出済みである旨及びその承認番号の記載（朱書）があり、同時に提示した承認書と当該申請書又は委任状の印影等が符号したとき
 - (2) 謄（抄）本にあっては、承認を受けた者が原本と相違ない旨を記載して記名押印した届出謄（抄）本の写しを提出したとき
 - (3) 委任状にあっては、承認を受けた者又は当該申請代理人が原本と相違ない旨を記載して記名押印した届出委任状の写しを提出したとき
- 2 承認書等の効力の範囲は、支局管内とする。

（変更の承認）

第9条 印鑑証明書の届出の承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項について変更を生じたときは、速やかに変更承認申請書（第1号様式）に第3条第1号イ、ロ及びハの書面を添えて支局長等に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 住所
- (3) 代表者又は支配人
- (4) 印鑑

2 承認書の交付については、第7条の規定を準用する。ただし、承認番号及び承認期間は変更しないものとする。

（承認書の検認）

第10条 承認を受けた者は、承認書に印鑑証明書及び資格証明書を添えて毎年次の期間内に当該承認を受けた支局長等の検認を受けなければならない。

なお、資格証明書については支配人、共同代表者を除き省略することができる。

- (1) 2月10日から2月20日まで
 - (2) 5月10日から5月20日まで
 - (3) 8月10日から8月20日まで
 - (4) 11月10日から11月20日まで（承認最終年は除く）
- 2 前項の検認をしたときは、承認書にその旨を記載して返付するものとする。
 - 3 第1項の検認を受けていない承認書については、第8条第1項に規定する取扱いをしないものとする。
 - 4 第1項の検認期間中の登録申請にあつては、承認を受けた2号様式の写しに承認を受けた者が、検認中であり原本と相違ない旨を記載して記名押印したものを提示すれば足りるものとする。

（承認書の更新等）

- 第11条 承認期間経過後も引続き承認を受けようとする者は、承認期間の満了する日の20日前から10日前までの期間内に承認申請の手続きを行わなければならない。
- 2 第3条の規定は、前項の申請に準用する。
 - 3 第1項の期間内に当該申請手続きを行わなかった者に対しては、原則として承認期間経過後1ヶ月間は承認しないものとする。

（届出及び再交付）

- 第12条 承認を受けた者は、承認書の盗難、滅失等があった場合は、書面をもって速やかに支局長等に届出しなければならない。
- 2 承認を受けた者は、前項の届出に係る承認書の再交付を受けようとするときは、承認書再交付申請書（第1号様式）に第3条第1項第1号イ、ロ及びハの書面を添えて承認を受けた支局長等に提出しなければならない。
ただし、承認書の紛失に係る場合は、前項の届出がなされた日から1ヶ月間は原則として再交付しないものとする。
 - 3 第7条第1項及び第9条第2項ただし書の規定は、前項の申請に準用する。

（承認書の返納等）

- 第13条 承認を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたと

きは、速やかに、現に交付を受けている承認書を支局長等に返納しなければならない。

- (1) 第2条に規定する印鑑証明書の原本の添付の省略の取扱いを受けることをやめたとき
- (2) 第9条、第11条又は前条の申請をし、新たに承認書の交付を受けたとき
- (3) 次条の規定に該当することとなったとき

(承認の取消等)

第14条 承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、3ヶ月以内の期間を定めて印鑑証明書等の届出の承認の取扱いを停止し、又は承認を取消することができる。

- (1) 法及びこれに基づく命令に違反したとき
- (2) 登録申請又は申請書(添付書類を含む。)に不正があったとき
- (3) 第9条第1項、第10条第1項及び第12条第1項の規定に違反したとき

(申請書の経由)

第15条 第3条(第11条第2項において準用する場合を含む。)に規定する承認申請及び第10条の検認に必要な書面を提出する場合において、自動車関係団体に加入している者については、該当団体を經由して提出しなければならない。

(承認台帳の備付)

第16条 承認した届出の書面ごとに承認台帳(第8号様式)を設け、承認及び検認に係る事項を記録するものとする。

(申請書等の保存期間)

第17条 本取扱要領に基づき提出された承認等に係る書面は、当該承認に係る承認期間の経過した日から5年間保存するものとする。

付 則

1. この要領は、平成4年4月1日から施行する。
2. 印鑑証明の届出に関する承認事務取扱要領(昭和60年4月1日付け埼陸登第8号)及び登録原因証書の承認に関する取扱い(平成元年

6月15日付け埼陸登第120号) (以下「旧要領等」という。) は、
廃止する。

3. この要領の施行の際、旧要領等により現に承認を受けているものは、
この取扱要領に基づいて当該承認があったものとみなす。

付 則

1. この要領は、平成13年5月1日から施行する。
2. この要領の施行の際、現に承認を得ていたものは、この取扱要領に
基づいて承認があったものとみなす。

(第1号様式)

年 月 日

印鑑証明書等届出承認申請書
印鑑証明書届出変更承認申請書
承認書再交付申請書

殿

住 所
氏名又は名称

印

標記について、下記のとおり申請します。

記

届出書面の種類	印鑑証明書 謄(抄)本 委任状		
主な事業の種類			
支局管内の登録 自動車総数	両	承認書の使用 実績(見込み)	回/月
回送運行の許可	年 月 日	第 号	
封印の取付委託	年 月 日	第 号	
承認書希望枚数	枚		
承認年月日番号	年 月 日	第 号	
変更申請 の場合	変更事項	氏名 名称 住所 代表者 支配人 印鑑	
	変更年月日	年 月 日	変更事由
	内 容	新	
旧			

(注) 申請書の名称のうち該当しないものは抹消して下さい。
承認書の使用実績(見込み)は最近3ヶ月間の平均として下さい。

(A4縦)

委任状

(受任者)

住所
名称
役職、氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記のとおり委任します。

記

1. 委任事項

- (1) 自動車の登録及び検査申請に関する一切の権限
- (2) 復代理人の選任に関する一切の権限

2. 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

3. 受任者の使用する印鑑



年 月 日

(委任者)

住所
名称
役職、氏名

印

(承認欄)

承認番号第	号	有効期間	年	月	日
本書(写)は、埼玉陸運支局管内における登録申請 に関してのみ承認したものである。					
年 月 日					
長					